



2025年4月25日

各 位

会社名 日本精鋳株式会社
代表者名 代表取締役社長 植田 憲高
(コード番号 5729 東証スタンダード)
問合せ先 取締役企画管理部長 大西 芳太郎
(TEL 03-3235-0021)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第130期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除する旨の規定を新設するものがあります。(変更案第31条第1項および第41条第1項)

また、業務執行取締役でない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役でない取締役および監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第31条第2項および第41条第2項)

なお、定款第31条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2025年6月26日
定款変更の効力発生日(予定)	2025年6月26日

以上

<別紙>

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 31 条</u> 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項以降の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 31 条 ～ 第 39 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条 ～ 第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 41 条</u> 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項以降の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 40 条 ～ 第 47 条 (条文省略)	第 <u>42</u> 条 ～ 第 <u>49</u> 条 (現行どおり)

以上